



2023年5月11日

各 位

会 社 名 日本電気株式会社
代表者名 代表取締役執行役員社長兼CEO 森田 隆之
(コード番号6701 東証プライム)
問合せ先 コーポレートコミュニケーション部長 岡部 一志
(TEL 03-3798-6511)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2023年6月22日開催予定の当社第185期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に定款の一部変更の議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

当社は、2023年1月30日付「指名委員会等設置会社への移行および組織改革について」にて開示しましたとおり、本定時株主総会において承認されることを前提に、監査役会設置会社から指名委員会等設置会社に移行することといたします。これに伴い、指名委員会、監査委員会および報酬委員会ならびに執行役に関する規定の新設、監査役および監査役会に関する規定の削除等の所要の変更を行うことといたします。

また、指名委員会等設置会社への移行に伴う取締役会の役割の変化等を踏まえ、定款上の取締役の員数上限を減員する変更を行うことといたします。加えて、取締役がその役割を十分に発揮できる環境を整備し、有用な人材を確保することを目的として、業務執行取締役でない取締役とも会社法第427条第1項の契約（責任限定契約）を締結できるよう変更を行うことといたします。

なお、定款変更案のうち、現行定款第24条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

以上のほか、上記の変更に伴う条数の整備およびその他の所要の変更を行うことといたします。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

第185期定時株主総会開催日	2023年6月22日（予定）
定款変更の効力発生日	2023年6月22日（予定）

以 上

(下線部分は変更箇所を示しています。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第3条 (略)	第1条～第3条 (現行どおり)
(機関の設置)	(機関の設置)
第4条 本社は、株主総会及び取締役のほか、取締役会、 <u>監査役、監査役会</u> 及び会計監査人を置く。	第4条 本社は、 <u>指名委員会等設置会社として、株主総会及び取締役のほか、取締役会、指名委員会、監査委員会、報酬委員会、執行役及び会計監査人</u> を置く。
第5条～第9条 (略)	第5条～第9条 (現行どおり)
(株式その他の取扱規則)	(株式その他の取扱規則)
第10条 法令の定めによる株主の請求及び通知並びに株式に関する手続及び手数料は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。	第10条 法令の定めによる株主の請求及び通知並びに株式に関する手続及び手数料は、法令又は本定款に定めるもののほか、 <u>取締役会又は取締役会の決議による委任を受けた執行役</u> において定める株式取扱規則による。
② 会社書類の閲覧、謄写並びに謄本、抄本の交付に関する手続及び手数料は、取締役会において定める取扱規則による。	② 会社書類の閲覧、謄写並びに謄本、抄本の交付に関する手続及び手数料は、 <u>取締役会又は取締役会の決議による委任を受けた執行役</u> において定める取扱規則による。
(株主名簿管理人)	(株主名簿管理人)
第11条 (略)	第11条 (現行どおり)
② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。	② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、 <u>取締役会の決議又は取締役会の決議による委任を受けた執行役の決定</u> によって選定し、これを公告する。
③ (略)	③ (現行どおり)
第12条～第15条 (略)	第12条～第15条 (現行どおり)
(決議要件)	(決議要件)
第16条 株主総会の普通決議は、出席株主の議決権の過半数によりこれを行う。	第16条 株主総会の普通決議は、 <u>出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数</u> によりこれを行う。
② (略)	② (現行どおり)
(議決権の代理行使)	(議決権の代理行使)
第17条 株主は、議決権を行使することができる本会社の他の株主1名に委任して、その議決権を行使することができる。ただし、この場合には、代理権を証する書面を株主総会ごとに <u>その開会前に</u> 本会社に提出しなければならない。	第17条 株主は、議決権を行使することができる本会社の他の株主1名に委任して、その議決権を行使することができる。ただし、この場合には、代理権を証する書面を株主総会ごとに本会社に提出しなければならない。
第4章 取締役 <u>及び</u> 取締役会	第4章 取締役、 <u>取締役会及び委員会</u>
(員数)	(員数)
第18条 本会社に取締役 <u>20</u> 名以内を置く。	第18条 本会社に取締役 <u>15</u> 名以内を置く。
第19条～第20条 (略)	第19条～第20条 (現行どおり)
(代表取締役)	
第21条 <u>本会社を代表する取締役は、取締役会の決議によりこれを定める。</u>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
(取締役会) 第22条 <u>取締役会は、法令及び本定款の定めに従い、本会社の業務の執行を決定する。</u>	(取締役会) 第21条 (削 除)
② 取締役会に関する事項については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。	取締役会に関する事項については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。
③ 取締役会を招集するには、各取締役及び各監査役に対して少なくとも会日の3日前に通知を発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。	② 取締役会を招集するには、各取締役に對して少なくとも会日の3日前に通知を発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。
④ 本社は、取締役が取締役会の決議事項を提案した場合において、議決に加わることのできる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、 <u>監査役が異議を述べなかつたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。</u>	③ 本社は、取締役が取締役会の決議事項を提案した場合において、議決に加わることのできる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。
(報酬等) 第23条 <u>取締役の報酬、賞その他の職務執行の対価として本会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によりこれを定める。</u>	(削 除)
(社外取締役との責任限定契約) 第24条 本社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の責任について、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、2,000万円以上であらかじめ定めた金額又は法令に定める金額のいずれか高い額を限度とする旨の契約を締結することができる。	(取締役との責任限定契約) 第22条 本社は、 <u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）</u> との間で、会社法第423条第1項の責任について、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、2,000万円以上であらかじめ定めた金額又は法令に定める金額のいずれか高い額を限度とする旨の契約を締結することができる。
(新 設)	(委員会の委員) 第23条 <u>本会社の指名委員会、監査委員会及び報酬委員会の委員は、取締役の中から、取締役会の決議により選定する。</u>
第5章 監査役及び監査役会	(削 除)
第25条～第31条 (略)	(削 除)
(新 設)	第5章 執行役
(新 設)	(選任) 第24条 <u>執行役は、取締役会の決議により選任する。</u>
(新 設)	(任期) 第25条 <u>執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度の末日までとする。</u>
(新 設)	(代表執行役) 第26条 <u>本社は、取締役会の決議により、執行役の中から代表執行役を選定する。</u>
第32条～第35条 (略)	第27条～第30条 (現行どおり)

以上

将来予想に関する注意

本資料に記載されているNECグループに関する業績、財政状態その他経営全般に関する予想、見通し、目標、計画等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報および合理的であると判断する一定の前提に基づいております。これらの判断および前提は、その性質上、主観的かつ不確実です。また、かかる将来に関する記述はそのとおりに実現するという保証はなく、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。その要因のうち、主なものは以下のとおりですが、これらに限られるものではありません。

- ・ 国内外の経済動向、為替変動、金利変動および市況変動
- ・ 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の流行による悪影響
- ・ 中期経営計画を達成できない可能性
- ・ 売上および収益の期間毎の変動
- ・ 企業買収・事業撤退等が期待した利益をもたらさない可能性
- ・ 戦略的パートナーとの提携関係の悪化、または戦略的パートナーの製品・サービスに関連する問題が生じる可能性
- ・ 海外事業の拡大が奏功しない可能性
- ・ 技術革新への対応または新技術の商品化ができない可能性
- ・ 競争の激化にさらされる可能性
- ・ 特定の主要顧客への依存
- ・ 新規事業の成否
- ・ 製品・サービスの欠陥による責任追及または不採算プロジェクトの発生
- ・ 供給の遅延等による調達資材等の不足または調達コストの増加
- ・ 事業に必要となる知的財産権等の取得の成否およびその保護が不十分である可能性
- ・ 第三者からのライセンスが取得または継続できなくなる可能性
- ・ 顧客の財務上の問題に伴い負担する顧客の信用リスクの顕在化
- ・ 優秀な人材を確保できない可能性
- ・ 資金調達力が悪化する可能性
- ・ 内部統制、法的手続、法的規制、環境規制、情報管理等に関連して行政処分や司法処分を受ける可能性または多額の費用、損害等が発生する可能性
- ・ 実効税率若しくは繰延税金資産に変更が生じる可能性または不利益な税務調査を受ける可能性
- ・ コーポレート・ガバナンスおよび企業の社会的責任に適切に対応できない可能性
- ・ 自然災害、公衆衛生上の問題、武装勢力やテロリストによる攻撃等が発生する可能性
- ・ 退職給付債務にかかる負債および損失等が発生する可能性
- ・ のれんの減損損失が発生する可能性

将来予想に関する記述は、あくまでも本資料の日付における予想です。新たなリスクや不確定要因は随時生じ得るものであり、その発生や影響を予測することは不可能であります。また、新たな情報、将来の事象その他にかかわらず、当社がこれら将来予想に関する記述を見直すとは限りません。
